

手続開始の公示

令和7年10月24日
東日本高速道路株式会社 関東支社
所沢管理事務所長 後藤 誠

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本業務については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

記

第1 調達手続の概要

- 1-1. 契約件名（業務名） 首都圏中央連絡自動車道 所沢管内耐震補強施工管理業務
- 1-2. 契約責任者 NEXCO 東日本 関東支社 所沢管理事務所長 後藤 誠
- 1-3. 契約担当部署 NEXCO 東日本 関東支社 所沢管理事務所 総務
(住所) 〒359-0012 埼玉県所沢市大字坂之下 761-1
(電話) 04-2944-4121
(Mail) ki-o-tokorozawa@e-nexco.co.jp
- 1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式
- 1-5. 見積の方法 書留郵便等 … 手続開始公示説明書8-1、8-2を参照のこと
- 1-6. 履行保証 必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと
- 1-7. 契約書の作成 必要 … 見積者に対する指示書[16]を参照のこと
- 1-8. 契約図書
- (1) 本件業務委託契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本業務に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
〔契約図書〕
①手続開始の公示（本書）、②標準契約書案、③見積者に対する指示書、④共通仕様書、⑤特記仕様書、⑥金抜設計書、⑦参加表明書、⑧見積書（見積者に対する指示書様式1）
(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- 1-9. 共通入札公告 共通入札公告は適用しない

第2 業務概要

2-1. 業務概要

(1) 業務場所

埼玉県所沢市大字坂之下 761-1 (所沢管理事務所内)

(2) 業務内容

本業務は、関越自動車道（練馬 IC～本庄児玉 IC間）、首都圏中央連絡自動車道（あきる野 IC～川島 IC間）の耐震補強事業を実施するにあたり、調査・設計・工事発注準備及び関係機関協議等に関する業務を担当するものである。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

第3 競争参加資格

3-1. 競争参加資格

本業務に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、手続開始公示説明書4-1に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

(1) 審査基準日（手続開始公示説明書4-1に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（見積者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

(2) 審査基準日において、業種区分「土木施工管理」にかかる『令和7・8年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。施工管理共同体を構成する場合は、同資格の認定を受けている者で構成される施工管理共同体であること。

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。

(4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。

(5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記2)に示す工事若しくは調査等の受注者、当該工事若しくは調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該工事若しくは調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

② 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

2) 工事若しくは調査等の名称及び受注者名

・関越自動車道 入間川橋耐震補強工事（清水建設 株式会社）

・関越自動車道 都幾川橋耐震補強工事（株式会社 竹中土木）

・首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島 JCT～入間 IC 間耐震補強検討業務（パシフィックコンサルタンツ 株式会社）

・首都圏中央連絡自動車道 入間川高架橋耐震補強検討業務（パシフィックコンサルタンツ 株式会社）

・首都圏中央連絡自動車道 日の出 IC～青梅 IC 間耐震補強検討業務（アーバンテクノ株式会社）

- ・首都圏中央連絡自動車道 あきる野インターチェンジ耐震補強検討業務（アーバンテクノ 株式会社）
 - ・首都圏中央連絡自動車道 牛沢橋耐震補強検討業務（株式会社 富貴沢建設コンサルタント）
 - ・関越自動車道 所沢管内土木施工管理業務（三和建設コンサルタンツ 株式会社）
- (6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、参加表明書を提出する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、見積者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のⅰ)又はⅱ)に該当する二者の場合。

- ⅰ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ⅱ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のⅰ)、ⅱ)又はⅲ)に該当する二者の場合。ただし、上記 1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ⅰ) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ⅱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ⅲ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

- 3) その他の見積の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 審査基準日において、企業（施工管理共同体の場合は代表者）が平成 21 年度以降に完了した業務において、次に示す同種又は類似業務の実績を有すること。

企業	同種業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社における施工管理業務または調査等管理業務 ②国道又は自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）
	類似業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①国道又は自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る） ②CM 業務 ③PFI 事業技術アドバイザリー業務 ④PPP 業務 ※ CM 業務：コンストラクション・マネジメント ※ PFI 事業：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ／民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法 ※ PPP 業務：PPP (Public Private Partnership)／公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

- (8) 審査基準日において、次に掲げるいずれかの基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。なお、施工管理共同体で参加を希望する者にあっては、配置予定の管理技術者は施工管理共同体の代表者に所属する者でなければならない。

1) 格

管理技術者	次のいずれかに該当すること。 ①共通仕様書別紙-1 に示す、「管理員 I」格に該当する者 ②共通仕様書別紙-1 に示す「管理員 II」の格に該当し、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、旧日本道路公団が発注した施工管理業務で 2 年以上の経験を有する者
-------	---

2) 業務経験

平成 21 年度以降に完了した業務において、次に示す同種又は類似業務の経験を有すること。

管理技術者	同種業務	<p>次のいずれかの実績を有すること。</p> <p>①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社における施工管理業務又は調査等管理業務</p> <p>②国道又は自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）</p>
	類似業務	<p>次のいずれかの実績を有すること。</p> <p>①国道又は自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）</p> <p>②CM 業務</p> <p>③PFI 事業技術アドバイザリー業務</p> <p>④PPP 業務</p> <p>※ CM 業務：コンストラクション・マネジメント</p> <p>※ PFI 事業：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ／民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法</p> <p>※ PPP 業務：PPP（Public Private Partnership）／公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの</p>